

「あすのば入学・新生活応援給付金」よくあるご質問(概要版)

申込方法、申込書の記入などでよくお問い合わせをいただく項目をまとめました。より詳しいQ&Aは、あすのばホームページよりご確認ください。

| |
|--|
| 【この給付金について】 |
| Q1.この給付金は毎月受け取れるものですか？ |
| A1.採用が決定となった一回限りの給付になります。 |
| Q2.申し込める条件に当てはまれば、必ず給付金を受け取れますか？ |
| A2.申込書類をもとに審査を行います。審査の結果、不採用となる場合もあり、申込者全員が給付金を受け取ることができるわけではありません。 |
| Q3.兄弟・姉妹で一緒に申し込むことはできますか？ |
| A3.申し込めます。申込書はひとりにつき1枚記入してください。郵送の際は、ひとつの封筒にきょうだい全員分の申込書をまとめて申し込みできます。 ※きょうだい全員分をまとめて1枚の申込書に書かないよう、ご注意ください。 |
| Q4.受付期間内に申込書を送りましたが、きちんと届いているか心配です。どうしたら届いているか確認できますか？ |
| A4.期間内に申し込んだ方全員に、2019年12月末までに「受付通知」を郵送します。毎年大変多くの申し込みがあるため、電話やメールでお問い合わせをいただいても、すぐに確認することが難しい場合があります。「受付通知」がお手元に届くまでお待ちください。 |
| Q5.結果はいつ分かりますか？ |
| A5.申込書類をもとに審査を行います。2020年2月19日(水)までに、申し込んだ方全員に審査結果を郵送する予定です。 |
| Q6.内定したらすぐに給付金を受け取れるのですか？ |
| A6.内定した方には、別途証明書類のご提出をお願いしますので、2020年3月5日(木)必着でご提出ください。提出書類の確認後、給付が決定します。 なお、提出書類を確認し、申し込み条件に該当しない場合は、内定が取り消しとなります。 |
| Q7.給付が決定した人は、いつ給付金を受け取れますか？ |
| A7.申込者本人(お子さん)の金融機関の口座に、2020年3月19日(木)までに送金する予定です。給付決定者には決定通知書を郵送します。 |

【申し込み要件について】

Q1.「入学・新生活応援給付金」のほかにも、給付金や奨学金を申し込む予定です。ほかの給付金と重複して申し込むことはできますか？

A1.申し込みできます。ただし、あわせて申し込む予定の給付金や奨学金が、ほかの給付金と併用できるかどうかは、それぞれの募集要項などで必ずご確認ください。

Q2.学校の成績は申し込み要件に含まれますか？

A2.成績は問いません。給付金のしおりに記載された申し込み要件に当てはまる人であれば、申し込みできます。

Q3.申込者(子ども)の両親は住民税が非課税ですが、同居している祖父母は課税されています。この場合、対象になりますか？

A3.祖父母と生計を別にしている場合は、申し込みできます。

Q4.事情があり、祖父母等が申込者(子ども)を引き取って育てています。申し込むことはできますか？

A4.祖父母等が申し込み要件のA、イに当てはまる場合は、申し込みできます。(詳しくは給付金のしおりをご覧ください)

【申込書について】

Q1.「児童手当」とは何ですか？

A1.0歳から中学校卒業(15歳の誕生日を迎えた後、最初の3月31日まで)の子どもを育てている人に支給される手当です。毎年6月、10月、2月に支給されます。申込書には、10月に支給された総額(きょうだいの分も含む)をお書きください。

Q2.「児童扶養手当」とは何ですか？

A2.18歳未満の子どもを育てている、ひとり親家庭や両親のどちらかに重度の障害がある家庭などに支給される手当です。2019年度は4月、8月、11月、1月、3月に支給されます。申込書には、11月に支給された総額をお書きください。

【申し込み手続きについて】

Q1.申込書以外に用意しなければならないものはありますか？

A1.申し込む際は、申込書以外に必要なものはありません。12月16日(月)に間に合うように、申込書のみお送りください。

Q2.受付期間が12月16日(月)の消印有効ですが、12月16日に郵送しても間に合いますか？

A2.お住まいの地域によっては、12月16日にポストに投函しても、集配時間で、翌12月17日以降の消印であるのば事務局に届く場合があります。

12月17日以降の消印が押された申込書は、受け付けることができません。期日に余裕を持って郵送してください。